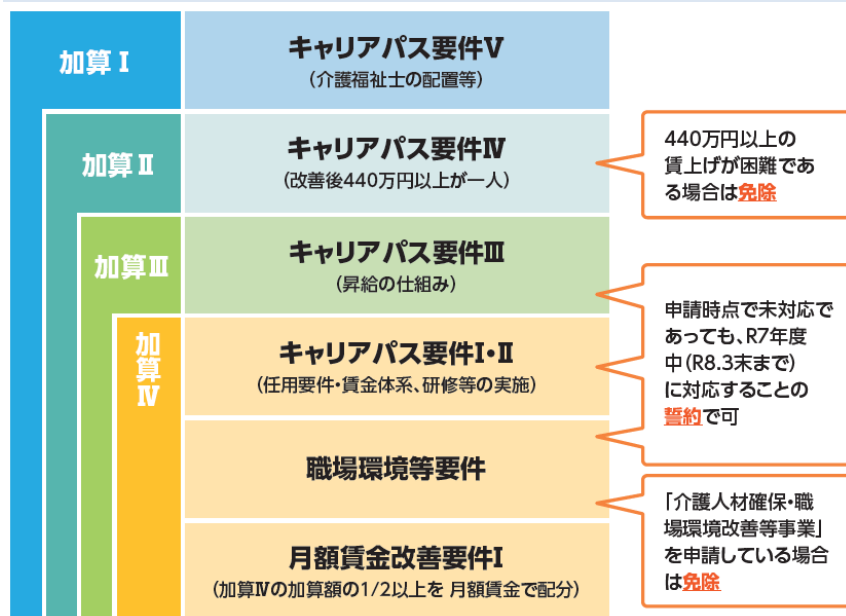


令和7年度老人保健健康増進等事業「介護職員等の職場環境や処遇に関する実態調査」の概要

- 調査の主体 株式会社三菱総合研究所
- 調査の目的 令和6年度介護報酬改定及び令和6年度補正予算で措置した施策の効果等の実態を把握する。
- 調査時期 令和7年7月
- 調査対象等
 - ・ 調査対象 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、訪問介護事業所、通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む）、通所リハビリテーション事業所、特定施設入居者生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所及び居宅介護支援事業所
 - ・ 抽出方法 層化無作為抽出法により抽出
 - ・ 調査客体数 15,000施設・事業所
 - ・ 有効回答数 2,623施設・事業所（有効回答率：17.5%） ※速報値
 - ・ 調査項目 介護職員等処遇改善加算の取得（届出）状況、調査対象施設・事業所に在籍する介護従事者等の給与（令和6年9月と令和7年7月における給与） 等

介護職員等処遇改善加算の仕組みと取得要件の弾力化



介護人材確保・職場環境改善等事業補助金の概要

- 対象経費：
 - 人件費改善の実施（手当、一時金等の引上げ）
 - 職場環境改善の実施
 - ・介護助手を募集するための経費
 - ・職場環境改善のための様々な取組を実施するための研修費の経費
 - ・その他の経費（専門家の派遣費用、会議費等）
- 対象要件：以下の要件をすべて満たすこと。
 - ①介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅳ)を算定していること
 - ②職場環境改善等に向けて、以下のいずれかの取組を計画または既に実施していること
 - 介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化
 - 業務改善活動の体制構築
 - 業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組

介護職員等の職場環境や処遇に関する実態調査結果のポイント

- 介護職員等処遇改善加算を取得している施設・事業所における介護職員（月給・常勤の者）の基本給等（※1）について、令和6年9月と令和7年7月を比較すると6,130円の増（+2.5%）となっている。
- また、平均給与額（※2）については、令和6年9月と令和7年7月を比較すると6,840円の増（+2.0%）となっている。

介護職員等処遇改善加算取得	令和6年9月	令和7年7月	差 額
基 本 給 等（月給・常勤の者）	245,980円	252,110円	+6,130円
平 均 給 与 額	334,500円	341,340円	+6,840円

※1 基本給等 = 基本給（月額） + 手当のうち毎月決まって支払われる手当（通勤手当、扶養手当、超過労働給与額等は含まない。）

※2 平均給与額 = 基本給（月額） + 手当 + 一時金（4～7月の支給金額の1/6。賞与等含む。）

※3 金額は10円未満を四捨五入している。

※4 調査対象となった施設・事業所に、令和6年度と令和7年度ともに在籍している介護職員について比較している。

令和7年度の加算の取得状況	令和7年7月
介護職員等処遇改善加算	96.8%
① 加算Ⅰ	54.9%
② 加算Ⅱ	28.7%
③ 加算Ⅲ	9.2%
④ 加算Ⅳ	4.0%

賃金改善の実施方法（複数回答）	
定期昇給	50.2%
ベースアップにより対応	42.4%
賞与等の引き上げまたは新設	40.6%
既存の各種手当の引き上げ	26.6%
各種手当の新設	20.3%

給与等の引き上げの対象者（複数回答）	
施設・事業所の職員全員	68.9%
調査対象サービスの介護従事者全員	11.9%
何らかの要件に該当した調査対象サービスの介護従事者	10.0%
調査対象サービスの介護職員全員	7.0%

加算額の一部の令和7年度への繰越状況	
加算額の一部を令和7年度に繰り越した	14.9%
加算の全額を令和6年度分の賃金改善に充てた	81.0%

介護職員等処遇改善加算の届出を行わない理由（複数回答）※上位4つを掲載	
算定要件を達成できない	27.0%
事務作業が煩雑	25.7%
対象施設・事業所の制約のため困難	16.2%
届出に必要な事務を行える職員がいない	16.2%

介護職員以外に配分した職員の範囲（複数回答）※上位5つを掲載	
看護職員	63.0%
生活相談員・支援相談員	54.8%
事務職員	54.4%
介護支援専門員	44.0%
P・T・O・T・S・T又は機能訓練指導員	42.5%